

## 1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- (2) 有形固定資産等の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 13年～50年  
工作物 10年～45年  
物品 2年～17年
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法  
ソフトウェア 5年
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- (3) 引当金の計上基準及び算定方法
- ① 徴収不能引当金  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金  
(A)－(B)による  
(A) 当組合の退職手当債務  
(B) = I－II＋III  
I 秋田県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額  
II 既に職員に対し退職手当として支給された額の総額  
III 秋田県市町村総合組合における積立金額の運用益のうち、当組合へ按分される額
- ③ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- (4) リース取引の処理方法
- ① ファイナンス・リース取引  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)………通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。  
イ ア以外のファイナンス・リース取引  
………通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

無し

3 重要な後発事象

無し

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

単位:円

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人水交会	153,955,000	0	0	153,955,000
計	153,955,000	0	0	153,955,000

5 追加情報

(1) 連結財務書類の対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	-
秋田県市町村総合事務組合 (退職手当事務)	一部事務組合	比例連結	2.215%
秋田県市町村総合事務組合 (消防団員等公務災害補償事務)	一部事務組合	比例連結	0.019%
秋田県市町村総合事務組合 (非常勤職員等公務災害補償事務)	一部事務組合	比例連結	0.405%

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

② 一部事務組合は、負担金総額のうち各構成団体が納入した負担割合に基づき比例連結の対象としています。ただし、秋田県市町村総合事務組合(退職手当事務)については、以下の処理によって連結したものとみなしています。

当組合の持分相当の「退職手当にかかる基金」及び「退職手当準備金」を、それぞれ連結貸借対照表の「基金(その他)」及び「退職手当引当金」に計上する。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費(地方自治法第213条) 41,105,000円  
継続費の過次繰越額(同法施行令第145条第1項) 2,295,576,000円

(4) 過年度修正等に関する事項

過年度の長期滞留債権について、本年度において修正を行っています。この修正により、純資産変動計算書「その他」において△125,790円が計上されています。

内容: 介護保険料滞納繰越分にかかる長期滞留債権の減額

理由: 遡及して調定額が減額されたため

(5) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

平成29年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

(6) 減価償却累計額

事業用資産／建物 : 1,136,925,131円

事業用資産／工作物 : 9,932,410円

物品 : 1,457,895,749円